

出石  
城下町建  
版  
か  
わ  
ら  
伝

平成22年6月10日発行 編集／豊岡市・豊岡市教育委員会（出石総合支所 地域振興課：Tel.0796-21-9025）

## 保存会新年度役員、事業計画決める

出石まちなみ保存会は4月30日、役員会を開催し、前年度の報告の後、新役員を選出するとともに、今年度の事業計画、予算を決めました。

【平成21年度決算と平成22年度予算】

&lt;収入の部&gt;

(単位：円)

|        | H21<br>決算額 | H22<br>予算額 | 摘 要      |
|--------|------------|------------|----------|
| 負担金    | 70,000     | 70,000     | 7地区から    |
| 特別負担金  | 24,000     | 10,000     | 視察研修等負担金 |
| 前年度繰越金 | 5,772      | 52,621     |          |
| 雑収入    | 16         | 379        | 預金利息等    |
| 合 計    | 99,788     | 133,000    |          |

&lt;支出の部&gt;

(単位：円)

|      | H21<br>決算額 | H22<br>予算額 | 摘 要      |
|------|------------|------------|----------|
| 会議費  | 1,575      | 8,000      |          |
| 役員会費 | 1,575      | 8,000      | 役員会費     |
| 事業費  | 41,370     | 105,000    |          |
| 調整費  | 0          | 5,000      | 調整会経費    |
| 研修費  | 34,620     | 95,000     | 視察研修、講演会 |
| 広報費  | 6,750      | 5,000      | チラシ印刷費   |
| 旅 費  | 0          | 5,000      | 出張等旅費    |
| 事務費  | 4,222      | 5,000      | 郵便料、コピー料 |
| 予備費  | 0          | 10,000     |          |
| 合 計  | 47,167     | 133,000    |          |



「地区発展のため、みなさんで頑張っていきましょう！」とあいさつされた青山会長（中央）と新委員のみなさん

【事業計画（概要）】

1. 修理・修景事業希望者の優先順位の調整
  - ・6月末日 各区でとりまとめ
  - ・7月6日 役員会（事業優先順位の協議）
2. 修理現場見学会・講演会の実施
3. 先進地視察研修の企画・実施

【平成22年度役員一覧】（敬称略）

| 役 職  | 氏 名    | 地 区 |
|------|--------|-----|
| 会 長  | 青山 克治  | 魚 屋 |
| 副会長  | 金澤 省三  | 宵 田 |
| 事務局長 | 中島 春信  | 八 木 |
| 会 計  | 西池 匡   | 内 町 |
| 理 事  | 石田 成喜  | 材 木 |
| 理 事  | 小畑 宏明  | 魚 屋 |
| 理 事  | 大林 誠   | 内 町 |
| 理 事  | 上坂 泰三  | 八 木 |
| 理 事  | 高品 宣良  | 本 町 |
| 理 事  | 浅田 多喜夫 | 宵 田 |
| 理 事  | 井上 政紀  | 田結庄 |
| 理 事  | 金子 実   | 田結庄 |
| 監 事  | 上田 修三  | 本 町 |
| 監 事  | 中西 久美雄 | 材 木 |

今年度もよろしくお願いたします！

# ～前号の内容を変更・補足します～

## 補助金の交付時期について ～変更～

前号（平成22年5月10日発行、第26号）4ページ【注意4】において、次の通り掲載しました。

前号  
4ページ  
【注意4】  
の内容

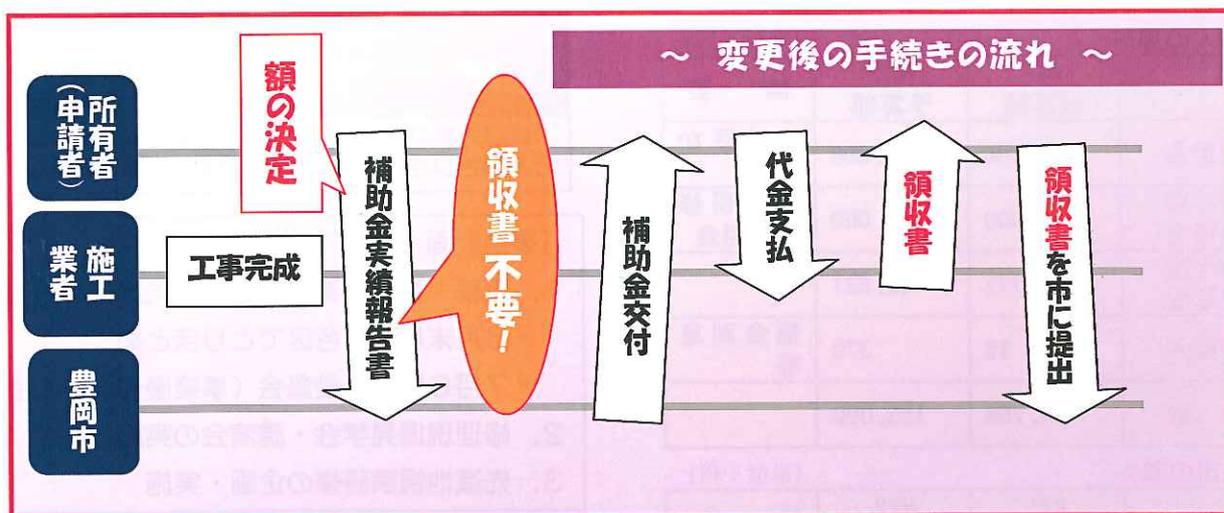
補助金は、施主が建築業者、設計士に費用を支払い、必要な書類をすべて市に提出されてから、約1ヶ月後に口座振込みによりお支払いいたします。  
そのため、建築費、設計監理費の全額を一旦施主が用立てる必要があります。

しかし、その方法では所有者が工事経費の全額を用意する必要があるため、「先に補助金の交付が受けられないものか」と住民の方々から要望を受けていました。

そこで、国、県教育委員会、市関連部局などへ要望、協議、調整した結果、工事や工事検査が終わり、実績報告書（設計士さんが作成されます）の提出後であれば、所有者が施工業者等へ代金を支払う前であっても伝建補助金を交付することができるようになりました。

これにより、所有者は工事完成後に市から補助金の交付を受け、そのお金を請負業者に支払うことにより、自己負担分だけ用意すればよいことになりました。（中間払いで自己資金が必要になる場合もあります。）

補助金の交付を受け、請負業者へ支払った後、領収書の写しを市に提出していただきます。



## 「補助金がもらえず工事代金が払えない」ということはありません ～補足～

同じページの【注意1】として、次のとおり掲載しました。

前号  
4ページ  
【注意1】  
の内容

国・県がその物件の修理（修景）事業について補助金交付を決定しない場合は、市から所有者に補助金を交付することができません。そのため、申請を希望されても、補助金の交付を受けられないことがあります。

この説明だけでは、「工事しても、補助金がもらえるかどうか分からないのでは資金計画が立たない」とお感じになるかもしれません。

しかし、実際には、前年度遅くとも1月末までには国県の補助金交付の採択（又は不採択）が決定します。それを受けて新年度4月から入札、工事を行う（又は延期する）ので、「工事したが、あてにしていた補助金がもらえないので代金が払えない」という事態は発生しないようになっています。

決定は  
前年度！

工事は  
新年度！

6月末の申し込み前に、わからないことをスッキリ解消!

## 補助金交付の疑問についてお答えします

市は、伝建事業（伝統的建造物の修理工事など）の費用に対する補助金交付を平成 20 年度から始めましたが、まだその制度の詳細について住民のみなさんからご質問、ご相談を受けることが多くあります。

そこで、よく受ける質問などについて、その回答をまとめて掲載いたしました。

制度への疑問を解消し、積極的に申請希望の手を挙げてください!

### 伝建事業 「疑問あれこれ」と「こたえ」

#### 【疑問1】 どんな補助金なのでしょう?

主に、伝統的建造物の修理と伝統的建造物以外の建物の修景（新增改築）の費用に対して交付する補助金です。

| 補助金の種類          | 修理事業                              | 修景事業                           |
|-----------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 補助金の対象物         | 伝統的建造物（保存することに所有者の同意を得た建物）        | 伝統的建造物以外の建物                    |
| 補助金の対象工事        | 修理工事<br>（建物の躯体を維持し、外観を維持又は復原する工事） | 修景工事<br>（建物の外観を歴史的町並みに調和させる工事） |
| 補助金の対象経費に含まれる費用 | 外観及び建物構造の修理にかかる費用（設計監理費含む）        | 外観（一部構造を含む）にかかる費用（設計監理費含む）     |
| 補助金交付割合         | 80%(上限 800 万円)                    | 60%(上限 600 万円)                 |
| 交付要件            | 「修理基準」を満たすこと                      | 「修景基準」を満たすこと                   |

#### 【疑問2】 伝建事業では、なぜ設計士が必要なのでしょう?

伝建の修理・修景事業は、文化庁や兵庫県教育委員会の補助金を受けて実施されます。そのため、工事前及び工事後において、細かい設計図面や一定の積算規則に従った設計書が必要なほか、入札、建築業者への指導、その他書類の提出などが義務付けられており、設計士の支援が必要なためです。

#### 【疑問3】 知り合いに設計士がいないのですが、どうしたらよいのですか?

歴史文化遺産の活用・保存の推進を目的として、兵庫県では「ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）」を養成する講習会を開催しています。その受講者のうち、出石伝建事業の推進に協力していただける但馬在住の有志により「出石まちなみ設計士会」が組織されていますので、この会の会員を紹介させていただきます。

会員は文化財修理のスペシャリストであり、複雑な申請手続きにも精通されていますので、安心して任せることができます。

#### 【疑問4】 なぜ、伝建事業ではなじみの大工さんに直接依頼できず、入札が必要なのですか？

伝建の修理・修景事業は、文化庁や兵庫県教育委員会の補助金を受けて実施します。そのため、補助金交付が適正に執行されているか**国・県の厳しい検査**があり、大工さんの見積り金額に対して補助金を交付することは不適切とされているためです。

なお、**入札は3者以上の指名競争入札**とし、指名業者には原則として「**出石城下町まちなみ保存協力建築業者登録名簿**」に掲載された、出石の町家建築に詳しい業者（現在23者）から選定していただいています。（例外もあります。）

#### 【疑問5】 「伝統的建造物」の場合、どうしても昔の姿に「復原」しなければならないのですか？

伝統的建造物の修理事業では、昔の写真や解体時の痕跡（材のほぞ穴など）、周囲の伝統的建造物の意匠（形状、デザイン）を参考にすることで、原則として往時の外観に「復原」しなければなりません。しかし、復原意匠が、「店舗なので開放的にしたい」、「車庫を設けたい」といった生活上必要不可欠な機能を満たさず、所有者の要望に反することも考えられます。

そのようなときは、「**その建造物の価値を評価**」し、**その価値をできるだけ減じないようにしながら、所有者の要望を実現できるように努力**したいと思います。

例えば、平成21年度修理事業物件では、復原図は左の図ですが、店舗として機能させるため、右の写真のように修理しました。



摺り上げ戸に復原したいところ、店舗として機能させるため木製ガラス戸にしました。

実際のところ、「建物の価値を評価」する、つまり「〇〇は壊してもやむを得ないが、〇〇は必ず保存すべき」ということは大変難しく、ケース・バイ・ケースの判断になります。一棟ずつ丁寧に修理して、出石伝建地区における修理の知識、知恵、ノウハウを蓄積したいと思います。

#### 【疑問6】 伝建事業の補助金をもらわないなら、自由に建築することができますか？

建築物等の所有者は、その外観を変更する工事を行う場合は、伝建事業の補助金申請をされない場合でも、市及び教育委員会の**許可を得なければなりません**。

なお、その場合は伝建事業とは別に、(財)兵庫県まちづくり技術センターの「**まちなみ景観形成事業補助金**」の交付を申請することができます。

文化庁  
“保存修理”  
ロゴマーク

修理現場から

文化力  
POWER OF CULTURE

火の用心！